

平成18年

第2回作手地域審議会

平成18年3月27日

事務局 皆さんこんにちは。ご苦勞さまでございます。大変お忙しい中、定刻までにお集まりいただきまして大変ありがとうございます。

ただいまから第2回の作手地域審議会を開催させていただきます。

まず手元の資料を確認したいと思うのですが、金曜日の日に皆さんに前もってお渡ししました会議の次第があると思います。それから、きょう配付させていただきました1枚のぺらなんですけれども、新城市めざせ明日のまちづくり事業採択審査票、これもちょっと追加させていただきますがお願いします。それから広報のしんしろ「ほのか」、この中に地域審議会の関係が載っておりますので、また参考にしていただければと思って配付をさせていただいております。よろしく願いいたします。

それでは初めに会長さんのあいさつからお願いしたいと思います。

会長 それでは皆さん、改めましてこんにちは。

昔から暑さ寒さも彼岸までと申しまして、彼岸も過ぎまして桜の便りも聞かれるように一段と春めてきたところでございますが、皆さんそれぞれのお仕事で精を出しておられることと思います。

また、年度末を控えまして何かとお忙しい中、このように全員の委員の皆様にご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

ご案内のように、第2回目の作手地域審議会ということでございまして、本日は報告事項が1件と、諮問・答申事項が1件ございますので、慎重審議をいただきまして答申に向けて意見をまとめてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

なお、小林総合支所長さんがお見えでございますので、行政報告を兼ねてごあいさつをいただき、会議に入ってまいりたいと思いますのでよろしく願いいたします。

作手総合支所長 会長さんより機会を与えていただきましたので、では一言、内示関係の情勢を少しお話をしたいと思います。

皆さんと第1回目の審議会の上で顔を合わせて、さあこれから行こうと思ったところでしたが、先週の24日に職員の異動内示ということがありまして、作手支所におきましては総勢18名ほどの異動内示がございまして、中でも総務関係といえますか、私どもを含めまして総務課長、それに伴う財務係長等が異動となりまして、この地区の財政状況とか、いろいろな諸状況を知ってみえる職員が入れかわるというような状況になったわけですが、こうした問題についても、ここにみえる地域振興課長として、これからやっってもら事務局が十分把握しておりますので、その点は安心しているわけですが、何分私ども意気込んで第1回目にそういった状況で皆さんと顔を合わせて、さあといったときに、何か出はなをくじかれてしまったなという感があるわけですが、これからも地域の一人として何とか皆さんと一緒に、この地域が発展していくよう、盛り上がっていくよう頑張る自分もやっていきたいと、そんなふうに思っております。これからもよろしく願いしたいと思います。

以上ですが、よろしく願いします。

事務局 それでは議題に入ります前に、2番目としまして議事録署名委員の指名ということ

で挙げさせていただいております。1回目につきましては、会長さん、副会長さんをお願いしまして議事録に署名をいただいておりますので、今回2回目につきましては名簿順に従いまして、笈さんと、加藤公子さんのお二人をお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、議題に入らせていただきます。これからの取り回しを会長さんをお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

会長 それでは全員出席ということですので会議は成立をいたしておりますので、会議に入らせていただきます。

1、報告、新年度予算及び事業について事務局の方から説明をお願いいたします。

事務局 まず1ページをお開きください。以前、皆さんに開催の通知を差し上げました。そのときにつけさせていただいたのが新市の予算大綱ということで目を通していただいておりますけれども、きょうについては、その細かい説明ということで、わかる範囲でご説明したいと思いますのでお願いします。

まず、1ページの歳入の関係であります。一般会計についての主な歳入であります。

1番としまして市税65億余の税が上げてございます。市民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税等々が上がっております。

それから2の地方譲与税、これが7億9,000万円、内訳としましては所得譲与税、自動車重量譲与税等があります。国税の一部を譲与されておるといものが、この地方譲与税であります。

それから3番目から8番目につきましては県税の関係であります。利子割の交付金、配当割、株式譲渡の所得割、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金、これらが県の税に関係するものであります。

それから9番目が地方特例交付金1億5,000万円、これにつきましては交付金減税に伴う減収の補てんということでありまして。

それから10番目の地方交付税、これは50億円を計上しております。

それから11番が交通安全対策特別交付金980万円、12番目としまして分担金及び負担金4億6,000万円余の金額であります。

それから13番目が使用料と手数料、合わせて4億8,900万円の計上であります。使用料については、そこに上がっているような市有の施設の使用料が上がっております。

それから手数料としましては戸籍ですとか印鑑証明の手数料等で1億2,500万円の計上、合わせて4億8,900万円となっております。

それから14番の国庫支出金であります。まず、国庫負担金であります。国と市が共同責任をもって経費の負担区分を定めて、国が義務的に負担するといったものが国庫負担金となります。生活保護の関係から合わせまして10億6,000万円ほか上がっております。

その下の国庫補助金ですけれども、これにつきましては負担金と異なりまして、義務的な負担金に対し支援的な交付をするというのが国庫の補助金であります。

一番下ですけれども、国庫委託金、国が行うべき事務を市が行った方がより効率であるようなものについては全額国が負担するというものであります。

次の2ページをお願いします。これも国庫と同じように県の支出金ということで県の負担金、それから県補助金、県委託金、県交付金と分けて計上してございます。合わせて12億200万円の計上であります。

それから真ん中の16の財産収入3,500万円です。財産運用収入ということで、土地ですとか建物の賃貸料などを含む財産の貸し付けの収入ですとか、基金の利子等による利子及び配当金がここに計上してございます。

それから財産売払収入としまして、土地ですとか立木の売払収入もこの款で管理をして計上してございます。

それから17の寄附金ですけれども、公民館の建設費の寄附金、それから民生費の寄附金等で1,900万円、それから18番目ですが、繰入金としまして7億7,500万円、これは他会計からの繰り入れですとか、市にあります10の基金からの繰入金がここで計上してあります。7億7,500万円です。

それから19番の繰越金につきましては、17年度からの繰り越しということで3億円を見込んでおります。

それから3ページをごらんください。

20の諸収入ということで10億円余の計上がございます。市税の延滞金ですとか、預金の利子、それから貸付金元利収入、それから今まで説明させていただきました以外の収入ということで雑入ということで上げてあります。

それから21番の市債です。これは借金になるわけですけれども、38億5,200万円の計上であります。主なものと総務債としまして、新城市みんなのまちづくり基金積立事業ということで9億5,000万円が上げてあります。それから作手の関係ですと民生債というところで作手児童福祉施設整備事業、これは保育園の建設についての事業税の借り入れであります。等々の起債について、この市債ということで計上してあります。トータルで一般会計の歳入合計が227億2,400万円というような歳入の予算となっております。

続きまして4ページをごらんください。今説明させていただきました一般会計当初予算の歳入の内訳をグラフ化したものであります。右側に市税、諸収入、繰入金等があります。ここについては一応一般的に言いますと自主財源という内訳で96億24万円、全体の42.2%が自主財源ということで、市だけで確保ができるお金ということでご理解いただきたいと思います。

それから左半分が依存財源ということで131億2,300万円余の57.8%の比率でありますけれども、地方交付税ですとか市債、県支出金、国支出金等がここに上げてあります。国や県から定められたり割り当てられたお金ということでありまして、57.8%はほかの歳入に依存しておるということであります。

続きまして5ページをお願いいたします。今までのところは歳入についてのご説明でしたけれども、今度は歳出について18年度予算の主な事業の説明をさせていただきます。

ます。この予算につきましては、新市まちづくり計画の施策体系別ということで、事業費ごとに、その体系によって分けてあるものであります。

それから黒く網かけをしてある濃い部分ですけれども、これにつきましては作手の関係のみの予算ということでお願いします。

それから薄い網かけにつきましては、全体の中で作手の関係が占める金額ということで、右側の方に出してございます。そういった関係でござんいただきたいと思えます。まず、上の方から関係分を説明させていただきます。

1の自然環境の保全と共生のまちづくり。(1)地域資源の把握という欄で、3番目に作手村誌編さん事業が上がっております。462万1,000円、遺物の実託料として、これは丸々、作手の関係のものであります。

それから(2)につきましては網かけはございません。網かけのないものにつきましては旧新城市単独ですとか、旧鳳来町単独、それから3つの共有というような格好で見ただけだと思います。

それから(3)の水源保全と森林の維持活用ということで、真ん中の辺でしょうか、合併処理浄化槽設置費補助金というのが全体ですと4,100万円上がっておりますが、そのうち584万円が作手の関係ということであります。

それから下の方へいきまして創造の森維持管理事業、その下の森林体験施設管理事業、これは作手村の施設であります。そのまま作手の関係ということで上がっております。

それから(4)の循環型社会の構築ということで、生ごみ処理機等設置補助が上がっております。これにつきましては509万8,000円のうちの76万7,000円が作手の関係だということであります。

それから一つ飛びまして、2の活力あふれる産業振興のまちづくり。農林業の振興であります。一番下に中山間地域農業振興事業ということで2,600万円余が計上してありますけれども、これにつきましては従来行ってきました中山間地の直接支払制度によるもので520万円分が作手の予算ということであります。

続きまして次の6ページをござんください。

3つ目ですけれども、網かけを忘れまして申しわけございません。3つ目にトマト計数装置ネットワーク導入という事業が上がっております。これは柿の出荷場の建設ですとか、トラクター等上がっておりますけれども、トマトの関係につきましては作手の事業であります。これが2,135万2,000円のうち1,554万6,000円がトマトの関係の作手の予算ということであります。

それからその下のトラクター導入についても229万9,000円が作手の関係であります。

米の数量調整補助、これにつきましても300万円余が作手の関係ということであります。

それから今度は、作手の関係だけですけれども、濃い網かけ部分で農林業公社助成事業、それからその下のつくで手作り村管理運営事業、環境改善センター、これは杉平にありますセンター、それから農村集落多目的共同利用施設管理事業、これは菅沼

にあります施設の管理費ということで、そのまま計上してございます。

それから1つ飛びまして、その他施設管理運営事業278万5,000円が上がっておりますが、これは担い手センターのものが一部入っております。その関係が123万2,000円ということでもあります。

それからその下のところですと、家畜診療事業、これについては作手の関係の家畜診療所の運営経費等が丸々913万3,000円上がっております。

それと乳用牛・肉用牛生産者援助事業、これにつきましては440万円のうち200万円が作手の関係、それから2つほど飛びまして土地改良区の計画の調査ですか、これについては黒瀬地内の計画ということで638万円が上がっております。

山村振興営農環境整備事業4,000万円のうち314万円が作手のかんがい排水の事業として上げてあります。

後は、土地改良施設維持管理適正化事業、24万円丸々ですけれども、これにつきましては作手の関係であります。

それから3つほど飛びまして、県営農地の環境整備事業1,060万円、これも県営農地の関係ですけれども、負担金補助金ということで作手の関係が丸々上がっております。

それから民有林林道事業1億108万2,400円上がっておりますが、林道開設ということで2路線上げてあります。そのうちの庄ノ沢線というのが作手の林道であります。黒瀬から中河内の下り沢へ抜ける路線がここに上がっております。それからその下の舗装事業で寺貝津線というのが、これも作手の関係であります。事業費としましては2,046万円、それから2つほど飛びまして小規模林道事業の中で、開設事業がございません。善夫愛郷線の3,000万円は作手の関係であります。

それから小規模林道の改良事業で、塩瀬本線の隣に善夫愛郷線がありますけれども7,180万円のうち500万円が善夫愛郷線の改良事業であります。

それから2つ飛びまして危険地対策事業、これは小規模な改良というようにご理解いただければいいと思っておりますけれども、大峯線が作手の関係で上がっております。これは徳衛線から峠の辺から入ってくる林道が2,200万円のうち700万円ということになっております。

それから計画調査事業が2つ上がっておりますけれども、左側の登立線、これが作手の路線であります。測量委託の関係で402万円の計上をしてございます。

それから下の枠に入りまして、(2)の商業の振興、2つ目に経営改善普及事業ということで商工会の補助ということで2,875万円のうち作手の商工会の方へ475万円ということになっております。

次のページをごらんください。商業の振興ですとか、工業の振興、観光の振興等が上がっておりますけれども、これらについては、ほとんどがほかの地域のものですとか、共有の予算ということで、特に作手の関係は上げてありませんが、全くないというわけではございませんのでよろしく申し上げます。

それから3の潤いと快適の住環境をめざすまちづくりの中で、ちょうど真ん中辺ですか、濃く塗ってあるのが道路整備交付金事業で、市道田代古戸線、これが2,700万円

が用地測量委託、用地購入費、補償費として上がっております。

それから道路新設改良事業、真ん中ほどに市道高里千万町線が用地測量委託と物件調査委託ということで990万円が計上してあります。

それから、次のページの8ページをごらんください。

道路舗装事業ということで、市の単独事業が3,000万円上がっておりますが、そのうち小田線と田原木和田線がその中に入っております。その関係が1,300万円であります。

それから(2)の公共交通の確保ということで、バス運行事業、3つ目に市営バス作手運行事業として上がっております。守義線と、大和田線の関係がここに上がっております。825万円です。

それから1つ飛びまして、(4)の上・下水道の整備、木和田用水施設管理事業ということで、木和田にあります施設の管理が141万5,000円計上してあります。

それから簡易水道特別会計の中で、施設管理費が1億9,000万円上がっておりますが、作手の関係の施設の管理ということで6,700万円、それから集落排水の関係ですと、建設事業巴、開成等が上がっておるのが作手の関係であります。

それから(5)の住宅・公園・コミュニティー施設の整備ということで、市営住宅の管理事業が上がっております。6,100万円、そのうちの作手新規住宅用地造成工事と用地購入費ということで1,840万円、これは開成学区で行う予定をしております。

それから特定公共賃貸住宅の管理事業と若者定住促進住宅管理事業につきましては、明和にあります住宅の管理ということでそれぞれが計上してございます。

それから次のページの9ページをごらんください。

情報・通信の関係につきましては、全市的なものですので、特に作手というのは上がっておりません。

それから(7)の廃棄物処理の関係ですが、一番下に最終処分場維持管理事業ということで、菅沼にあります埋立処分場維持管理として491万4,000円が計上してあります。

それから次に4の健康と安全・安心のまちづくり。(1)の保健・医療の充実ですけれども、ちょっとこれは細かく上げてありますけれども、真ん中ほどに保健事業ということで1億8,700万円が計上してありますけれども、健康手帳の交付ですとか、健康教育、健康相談、健康診査、機能訓練等、従来作手が行ってききました事業であります。それぞれの金額が作手分を右に出して計上してございます。

それから保健センターの管理事業、3地区に保健センターがあるわけですが、作手の関係につきましては1,700万円のうち221万9,000円が保健センターの管理ということであります。

予防接種につきましては5,824万7,000円の計上ですが、そのうち347万4,000円、住民の結核検診ですが、これについては45万9,000円、フッ素塗布、歯科検診で30万8,000円が作手の関係の予算ということであります。

続いて10ページをお願いいたします。

(2)の高齢者福祉の充実ということで、高齢者福祉事業①としてあります。7,895万8,000円のうち、薄い網かけで緊急通報システム事業の運営等が上がっておりますが、

この中で280万円分が作手の関係であります。

それから高齢者の福祉タクシーの助成が800万円のうち388万9,000円が作手、虹の郷居住提供事業ということで、これも作手村の関係でありまして219万7,000円、1つ飛びまして、高齢者労力活用推進事業、シルバー人材の関係ですが4,600万円のうち123万2,000円が作手の関係であります。

それから老人ホームの入所措置事業ですとか、地区敬老会援助、敬老金の支給事業等も上げてあります。これらについても作手の関係は右に出してあります。

それから6つほど飛びまして、虹の郷運営事業ということで139万円、それから下の方へ行きまして高齢者生活福祉センター、虹の郷管理事業が施設の管理として1,300万円余、中央老人憩いの家、昔の診療所のところにあります中央老人憩いの家が79万1,000円、長者平にあります介護予防拠点施設管理事業につきましては20万5,000円の計上であります。

(3)の社会福祉の充実ということで、3つ目に社会福祉援助事業として8,600万円上がっておりますが、これは社会福祉協議会の関係の補助ということで1,282万5,000円が上がっております。

後は共有的なものということでご理解いただきたいと思います。

それから11ページをお願いします。

(4)の子育て支援の充実ということで上がっております。誕生祝事業として972万円、そのうち1人目、2人目の関係ですとか、ここに上がっておる4人目以降を含めまして48万5,000円が誕生祝事業の作手の関係分であります。

それから児童遊園、1カ所ありますけれども、37万1,000円のうち、作手の関係は8万9,000円、あと2つほど飛びまして、児童手当支給事業が6年生まで延びたということで1,296万円が作手の関係で上がっております。

後は児童手当、児童扶養手当についての金額の計上であります。

その下に保育園ですとか、へき地保育園等の管理運営等の費用が上がっておりますが、これは当然、今既存の施設に対する作手の関係は含まれておりますのでお願いします。

それから下から5つ目、作手児童福祉施設整備事業ということで、これは先ほど言いました19年4月から供用開始します保育所の建設事業、17年、18年継続ですけれども、2億4,000万円が上がっております。ことしの秋に完成して、来年の4月からということであります。

それから12ページをお願いします。

(7)の消防・防災・防犯・交通安全対策の充実ということであります。中ほどに上げてあります網かけの部分で、貯水槽の新設工事が上がっております。消防施設の管理ということで、作手については当初の計画どおり1カ所の防火貯水槽の工事を予定しております。場所は東田原であります。

それから消防団活動事業、今はまだ正式に3つはくっついていないんですけども、作手の関係につきましては、活動については1,100万円のうち200万円が活動の助成事

業ということになっております。

それから消防団の備品等の整備事業で、小型動力ポンプの更新が作手分が291万2,000円上がっております。

それから下から2番目ですが、地震防災ハザードマップの作成ということで、鳳来・作手地区にマップを作成するわけですが539万7,000円分が鳳来と作手ということであります。

それからその下に網かけをしてありませんけれども、防災行政無線の整備ということで18年から3カ年、18年度が鳳来、19年が作手、20年が新城という格好で防災行政無線の方を統一していくというもので、この7億円につきましては鳳来町分の事業費であります。

それから5の個性を磨く教育・文化のまちづくり、(1)学校教育の充実であります。真ん中から下の方に網かけがありますけれども、学校図書を購入事業ということで655万2,000円のうち92万5,000円が作手の関係であります。

それから下から2番目に通学費援助事業ということで2,000万円上がっておりますが、これも小学生の対象者を拡充したということで2,000万円のうち89万8,000円が作手の関係で上がっております。

それから13ページをお願いします。

学校教育の充実の続きでありますけれども、一番下に作手中学校の屋内運動場の改築事業228万円が上がっております。これは体育館の地震に対します体力度の調査の計上であります。これが作手中学校の関係です。

それから(2)の生涯学習の推進の一番下に、作手の開発センター管理事業ということで332万2,000円の計上がございます。

(3)の文化・スポーツ活動の充実の欄ですが、真ん中あたりですか、スポーツ団体の支援事業ということで、市の体育協会につきましては4月から一本化されます。その横にスポーツ少年団というのがありますけれども、作手の関係のスポーツ少年団の補助として50万円を計上して行います。

体育施設の管理事業のところ8,700万円の計上がありますが、鬼久保ふれあい広場の管理事業が1,768万1,000円、それから2つ飛びまして武道場管理事業48万5,000円についても作手の武道場の関係の予算であります。

それから次のページをごらんください。14ページです。

(4)の歴史文化財の継承と活用(続き)でありますけれども、作手の歴史民俗資料館の管理事業ということで、管理費として105万5,000円が上がっております。

それから(5)の青少年の健全育成、これは青年の家の管理事業ということで、新城と作手にありますけれども、作手分の115万円が計上してございます。それから守義にあります野外センターの管理事業が68万7,000円。

それから(6)の国際化への対応ということで、教育指導事業②というところで、英語の講師派遣事業が880万円ほど上がっておりますが、作手の関係につきましては127万3,000円の計上であります。

それから国際交流事業、教育関係の国際交流ですけれども、中学生の海外派遣事業ということで1,500万円上がっておりまして、旧3地区が韓国、アメリカ、オーストラリア等へ派遣されるわけですけれども、作手については韓国への派遣ということで254万1,000円の計上であります。

それから一番下に韓国中学生交流事業ということで、旧新城でもございますが、作手の関係につきましては67万7,000円のうち55万円が作手の関係ということであります。

それから6の住民参加と協働のまちづくりが上がっております。(1)の市民交流と融和の推進の中で、社会教育事業として成人式の開催が234万4,000円の計上がございます。これにつきましては作手の関係分が18万5,000円ということで、18年度、19年1月に行われます成人式については、今のところ同じ日ではあります、会場は3地区それぞれで行うというような方針が出ております。

それから(6)の広域連携と交流促進の段であります。中ほどに地域活性化推進事業③として上がっております。作手地域の振興事業ということで、東田原園地の整備ということで790万円、それから、つくで祭り補助金427万5,000円、集落行政費等補助で473万円、作手高原花火大会助成で100万円、それが作手の関係で上がっております。

それから15ページ、これは特に作手の関係は上がっておりません。ほとんどが全市民的なものであるということでご理解いただければと思っております。

一番下に※で平成18年度の経常経費の調整方針として6点ほど上げてございます。まず大変苦しい財政の中での18年度予算ということで出発したわけですけれども、それぞれの経常経費については一律のカット等を行っております。

まず賃金については、職員ができるものについては依頼するものではなくてカットの方向でいくということで上がっております。

それから報償費につきましては、講師の謝礼については原則として3万円までですということで方針が出ております。

それから旅費ですけれども、宿泊費の見直し、昨年度並みの回数等の調整によって80%以内にするということで上がっております。

それから需用費で消耗品については昨年度並みの原則80%以内、燃料費については95%以内、光熱水費については95%以内、それぞれ調整しております。

それから委託料につきましても、草刈り20万円程度のものは、すべて直営でやりましょうということで、方針が出ております。

6の補助金については、補助金については原則として5%カットの95%以内で一般の方々にも、団体の方にもお願いするというので、これらの調整方針に従いまして、今まで説明させていただきました事業等が新18年度予算として上がっておるものであります。

それから16ページをお願いいたします。今まで説明しました歳出の性質的な内訳ということで、一般会計分がグラフ化してございます。右側の方にあります真ん中の白い部分で義務的経費100億8,651万円が上がっております。44.3%、支出が義務づけられておるといような費用がここにあります。職員の給与ですとか福祉医療費、市債

の償還、これが義務的経費で44.3%、それから真ん中の下ですけれども投資的経費ということで42億9,544万円、18.9%の計上であります。道路、学校などの建設費として充てるのがここの投資的経費であります。

それから、その他の経費としまして一般事務費ですとか、施設の修繕、補助金、特別会計の繰出金等々が上がっております。

投資的経費、この18.9%、42億円につきましては、次のページをごらんください。

17ページですけれども、18年度の一般会計予算で投資的経費の旧市町村別配分表ということでつくってございます。投資的経費につきましては道路や学校、その他公共施設など、市町村の財産となるものに支出する費用です。また、災害復旧に対する経費もここに含まれておりますということでもあります。

先ほど言いました投資的経費の総事業費は42億9,544万円、この内訳としましては新城地区が15億9,000万円、鳳来が6億700万円、作手地区が5億600万円となって、共有で15億8,000万円余の金額が一応配分されておるということになります。これを比率にしたものが下の構成比であります。新城37.2、鳳来14.1、作手が11.1、共有が36となります。その下の段にいきますと、共有を除いた3地区の合計を100とした場合の構成比ということで、新城が58.9、鳳来が22.4、作手が18.7となっております。人口比にしますと68.3が新城、25.6が鳳来、6.1が作手ということになっております。

それから参考ですけれども、一番下の枠で上げております。合併前の作手村における投資的経費が歳出総額に占める額と割合ということで、過去3年間、17年度の決算がまだ出ておりませんので、14、15、16の決算額を上げてあります。14年については作手だけの場合ですと4億9,000万円、15年度が5億、16年度が4億4,000万円ということで、このような数字を見ていただければ、今年度の18年度予算については5億600万円ついているということで、従来どおりの作手村の予算よりも若干上がっておるかなというようなことを理解していただけたらと思っております。

それから次のページですけれども、18年度予算の規模ということで、18年度の新新城市の予算と17年度の作手村の予算額の比較ということで上げてあります。一般会計、特別会計、企業会計、総計ということで上げてありますけれども、それぞれの関係につきましては、そこで言葉で説明がしてありますので、またごらんいただきたいと思っております。

ざっと見ていただければ新新城市の10分の1が旧作手村の予算であったということがおわかりになると思っております。

それから2の一般会計の歳入ですけれども、1から21までの項目の区分で上げてあります。はっきりとわかりますのが両方比較しますと1の市税、旧作手村ですと村税ですが、これの全体に占める割合が新城市ですと28.6、旧作手村であった場合は10.8と、構成比に差があるなということがわかるかと思っております。

それから10の地方交付税ですが、新城市が50億、旧作手村が10億6,000万円ということで、構成比が新城が22%、作手が40.2%ということになっております。4割が地方交付税に頼っていたということがおわかりになるかと思っております。

それから21番目に市債があります。38億5,000万円が新城市の市債の額16.9%、作手の場合ですと3億4,000万円12.9%というような割合になっております。

先ほど4ページでしたが、グラフで歳入のグラフを見ていただきましたけれども、18年度の新城市の自主財源の比率が42.2%となっております。この18ページの欄で旧作手村を見ていただきますと、自主財源の比率が27.3%でした。17年度の予算の段階で27.3%ということでありませう。

それから次の19ページをごらんください。

一般会計の歳出の予算ということで、1の議会費から14の予備費までの比較が載せてあります。これは先ほど事業ごとに主な予算の歳出ということで5ページから15ページでしたか、説明させていただきましたので、こういった議会費等の分けをしますと、こういう比率になるということをごらんいただければと思います。

それから4の特別会計につきましては、一番上の国民健康保険事業から11番目にあります財産区の事業、11の特別会計があります。旧作手村ですと公共下水道ですとか地域下水、それから財産区等はなかったわけですが、新たにこういった特別会計があるということをごらんいただきたいと思ひます。

それから5番目の企業会計につきましては、旧作手村にはございませんでしたが、新城市では病院、水道等の4つの企業会計があるということで、この表をごらんいただければと思ひております。

以上が新年度予算につきましての説明とさせていただきますけれども、先ほど言いましたように18年度予算では、ある程度、旧作手村が予定しました事業が載っているというふうに私どもの方では理解をしております。

以上であります。

会長 ご苦勞さまでした。何かご質問等ございましたらお願いいたします。ご質問のある方は、私がお指名申し上げますのでよろしくお願ひします。それでは〇〇さん、お願ひします。

委員 今、詳細に説明されまして、作手の関係分もこういうところに入っているなどわかったんですけども、新しい新城市としての初めての予算なものですから、私も住民の代表の一人といひますか、立場から、できるだけ理解したいと思ひますけれども、時間がどこまで許されるかという問題がありますので、例えば詳細の方はまた別途説明いただければありがたいんですが、大きいところとか気づいたところを少しご質問させていただきます。

今、説明がなかったんですけど、前にいただきました予算大綱説明の方ですけども、これの3ページですね。新市長がお説明されたんだと思ひますけれども、わかったら教えていただきたいんですが、下の方の合併調整が総じて高い水準でなされていたことなど、歳出面での事由があり、また歳入面では自主財源である基金繰入金、繰越金の平成17年度計上額がかなり膨張していた反動が出ており、平成18年度においては平成17年度計上額を確保できないことによる財源の減少が影響しているものと考えていますと書いてあるんですが、これはちょっとどういうことかよくわからなかつ

たんですけどね。

事務局　わかる範囲なんですけど、合併調整が総じて高い水準になったということは、合併協議を進める中で、どうしても住民のサービスの低下を招くのはまずいということで、いろんな事業については、無くすのではなくて残すような格好ですとか、例えば報酬などにつきましても一番高いところの水準にありました3つの中の1つの高いところに合わせるといったような格好で詰めていったものが、すべてが高い水準になってしまったと。それをどうしても18年度の中でクリアするためには、下にありますような18年度の予算について、そのようなすべての条件を合併協議で進めていく上では、なかなか無理があったということをおっしゃるのかなというふうには思っております。細かいところはちょっとわからなくて申しわけないんですけども、合併協議については、先ほど言ったような格好で、なかなか財政的な面で調整ができなかったのかなというふうには思っております。

委員　予算規模というのを1、2と後ろの方につけていただいていますね。これは平成17年度一般会計だけちょっと見ますと137億円ですか、それで18年度が227億ということですが、この平成17年度は全部旧新城、鳳来、作手を合わせた合計ですか。

事務局　これにつきましては、17年度に合併してから。ですから17年10月から18年3月までの予算ということになります。ですから大体半分かなという、伸び率が65とか51とあると思いますけれども、その6カ月分の新新城市の予算ということになります。

委員　数字がえらい伸びていたものだからね。旧新城だけなのか、全くトータルしたらむちゃくちゃふえているものだからと思ったんですが、これは合併してからの半年分ということですね。わかりました。

それからもう一つだけ。非常に財政が厳しいということで、いろいろと経費節減をやられるということで方針が出ていますね。問題は国でも地方でも一緒なんだろうけれども、今回市債ですね、38億ですか。1ページ目の先ほどの予算規模の下のところですけども、平成18年度は38億ですね。17年度の23億も、これも半年分の市債ですか。

事務局　同じ表の下のところですね。これも同じです。半年分ということになります。

委員　ちょっとトータルがわからないのでいけないですが、38億というと、こちらで説明されたときの市債の償還の方が28億でしたか、歳出の中で…。

事務局　28億5,100万円ですね。

委員　ですよね。だからそれは毎年返さなければいけないお金ですよ。

事務局　そうですね。

委員　だから来年もいくらかしらないけれども、28億か30億か知りませんがあって、なおかつ今回また市債を38億もやらざるを得なかったと。新しい市債の発行でしょう。

事務局　18年度については28億ですが、例えば19年度にやる事業によって、当然借り入れるのか、借り入れないのか、補助金を充てるのか、自主財源を充てるのかということによって変わってきますので、起債の償還については38億に対してまたふえてきますけれども、今度借り入れる額は19年度どうなるかはちょっとわかりません。

委員 単純に言うと38億はでっかいなと思って。ということは非常に財政が悪いものだから、今回合併のときでやらなければいけないということで、いろいろお金のかかることはわかるんですけども、多分議会でもいろいろとご論議されたと思うんですけどね。相当厳しいなということで、また後でツケが来るのだから。

それで、ちょっとわかりませんが、新城市の産業とかいろいろな育成事業をやると思うんだけど、必ずしも来年、再来年でぱっと出るような感じも見受けられないので、そのところ、やっぱり我々委員も感じなければいけないし、やっていくことについても相当考えていかないと、何でも先がバラ色だという感じがしないものですからね。そこら辺、やっぱり我々住民とか地域の人たちが理解をいろいろとされておると思いますが、していくということで、この予算の中身があるレベルのところまではみんなが理解するという活動は、ぜひしていただきたいと思うし、自分も審議委員の一人としてはしていきたい。あと、例えば議会でもあるかもしれませんが、3カ月ごろに進捗状況とかいうものをご報告いただいて、ちゃんとっておるかとか、そういうこともしていきたいと思えますし、それからこの中で、そういう予算とか財政は非常に難しいので、市民の人にわかるように、小冊子とかそういうものをつくられることが、予算も計上されると思えますが、それはいつごろかと。そういうのでやはり理解をしていただくということをぜひしていただきたいと思えます。

事務局 今、お話に出ました予算の関係のわかりやすいという、この間お渡しした大綱の9ページに財政の話という仮称ですけども、そういった冊子を500万円余予算をつけてつくる計画になっております。本庁の財政の方に問い合わせたところですが、9月ごろになるのではないかと、9月の秋ぐらいですかね、そのころを考えておるという答えをいただいております。

委員 よろしくお願ひします。以上です。

会長 ほかはどうでしょうか。△○さんどうぞ。

委員 新規住宅用地の造成工事が載っておりますけれども、これは住宅用地の造成だけですか。

事務局 住宅用地です。

委員 住宅用地は長者平に造成されておって、これが現在何区画ぐらい売れておるんですかね。まだまだ残っておるそうした中で、また新しく新規の住宅用地を造成するというので、そういう需要の見通しというようなものはどうでしょうかね。

事務局 △○さんの言われるのは長者平の団地ですね。その関係だと思えますけれども、今47区画を区画して、10区画が販売済みになっております。なかなかこういった時代ですので、残った区画を売るのに事務局等も苦勞しておるわけですけども、この開成学区の地域に住宅を建てるというのは、前から住宅計画というのがございまして、それに沿って国の補助を受けながらということでもあります。ですから本来、若者の定住ですとかといったことに当てて人を募集できればいいんですけども、公営住宅法の絡みもございまして、低所得者ですとかいうようなことで、若者に限っての入居等はできないんですが、今は土地の購入をされる方よりも、やはりそういった住宅の間

い合わせの方が多いですよ、実際は。ですからトータルで考えなければいけないと思いますけれども、そちらの方の需要に対してつくった計画ですので、一応5戸の予定です。5戸を建設するという予定でおりますので、そちらはそちらで今進めているということでご理解いただけたらなと思っております。

会長 よろしいですか。それでは△□さんお願いします。

委員 小さなことで申しわけない、ちょっとわかりませんが、ここのところの歴史文化財の継承と活用というところ見ますと、新城とか鳳来の方は資料館というのをとても大規模に予算もついて学芸員の方たちもついて活動していらっしゃるけれども、作手の歴史民俗資料館の数字といいますか、施設管理費の中には宿直の方々の、当番の方たちのお金以外にどんなものが入っているのでしょうか。わたしはどちらかと言いますと、ほかの人たちのところには学芸員さんたちも置いていらっしゃるけれども、作手にはどうしてないのかなというような疑問も持つのですけれども。

事務局 一般的な管理運営費ですので、必要最小限の光熱水費ですとか、事務に使う需要費ですとか、そういったものの計上であります。△□さんが言われるように学芸員を置いておりませんので、そういった人件費等が入っていませんので相当少ない額になっておるのが現状だと思っております。

委員 それについては、別に学芸員までもいかなくとも、あそこを管理する人間というのは、これから先はどんな状態になるものでしょうか。今の現在の状況そのままの現状維持で、あそこの資料館をもっていくのでしょうか。運営というのか、そんなところをお聞きしたいと思います。

・・・・・・・・・・(テープ反転)・・・・・・・・・・

事務局 申しわけありません、個別の内容については、把握しておりません。また次回までにはご報告させていただき、担当に伺っておきますので、申しわけございません。

会長 細かいことにつきましては、今はちょっと資料等がないようですので、また後日ということをお願いをいたしたいと思います。

ほかはどうでしょうか。よろしいでしょうか。それでは特にないようでございますので、1の報告事項、新年度予算及び事業については、以上にさせていただきます。

それでは5分間休憩をしますのでお願いをいたします。

(休 憩)

(再 開)

会長 それでは休憩を解きまして再開をさせていただきます。

新城市めざせ明日のまちづくり事業実施要領及び同事業採択審査要領の制定について、これは市長からの諮問事項でございます。これを議題といたします。説明をいただきまして、その後、活発なご意見等をいただきまして、3の答申をまとめてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。それでは説明をお願いします。

事務局 それでは引き続き説明をさせていただきます。

②の新城市めざせ明日のまちづくり事業実施要領及び同事業採択審査要領の制定についてということで、20ページに上がっておりますように諮問が来ております。これ

でちょっと訂正をお願いしたいんですけれども、会長の氏名の上に新城地域審議会というふうになっておりますが、これは作手地域審議会の間違いで申しわけありません。本物については私の手元にありますので、これは正式に直っておりますので、すいませんよろしくお願ひいたします。

それでは、次のページをごらんいただきたいと思います。21ページ。

実施要領（案）ということで上がっております。趣旨から補助金の交付申請等に係る様式、それからその他までありまして、10条によります要領となっております。

まず趣旨ですけれども、第1条としまして、市民主体のまちづくりを推進するために、住民みずからが進めるまちづくり事業に対し、新城市補助金等交付規則及び要領の定めるところにより、予算の範囲内で交付するというようになっております。

第2条で補助対象事業が上がっております。どのような事業かということが上がっております。この要領の対象事業は、次に掲げる自主的なまちづくり事業とする。ただし、政治的活動、宗教活動及び営利を目的とした活動は対象としないということで、5つの事業分けをしております。(1)で地域産業振興事業、地域特性を生かした地場産業等の地域内の活性化につながる事業、(2)としまして、生涯学習の振興事業、地域内の伝統行事、文化の発掘等、地域内生涯学習の推進につながる事業、それから(3)まちづくり調査・研究、計画策定事業、先進的事例の研究や視察、講師を招いての地域研究等、調査・研究、計画策定に関する事業ということであります。それから(4)で地域内景観・生活環境整備事業につきましては、地域を挙げて取り組む景観保全・再生を初めとした住みよいまちづくりにつながる事業ということであります。それから(5)ではその他事業として、特認の事業ということで位置づけをしております。

それから2項ですけれども、この補助事業について、他の制度から補助金の交付を受ける場合については、この補助事業の対象としないということで、1事業については1補助ということでご理解いただきたいと思います。

それから補助対象事業者ですが、第3条、この事業の補助対象事業者は、次に掲げる者とする。(1)では行政区または行政区の集合体と、1行政区または2つ以上の集合体の行政区ということであります。それから(2)は地区コミュニティ組織、作手の場合ですと、菅守、開成、長者平、協和のコミュニティの組織がございます。そういったところに対しても対象者とするということであります。それから活動拠点が市内にある市民10人以上が参加する団体、(4)として、その他、市長が認めた団体ということで上がっております。

第4条ですが、補助対象経費、第4条、補助対象経費は、補助事業の遂行に要する経費とする。ただし次に掲げる経費を除くということで、1の person 費、2の食糧費、3の用地費、4の備品購入費、5の施設、設備等の維持管理費、それから事業の実施に要しない経費として市長が別に定める経費といったものは、対象経費から除くということであります。

2としまして、次に掲げる費用のみの事業は、認めないということで、視察費だけ、講師等の謝礼だけ、工事請負費だけというような、この6つのものについては認めま

せんよということがうたってあります。

それから補助金の額ですが、第5条で補助金の額等については、次のとおりとし、1,000円未満の金額は切り捨てると。

前のページですが、2条の第1号から3号に掲げる事業等のソフト事業については、補助金額の上限を50万円とする。それから補助率については、10分の10、100%補助ということでありませう。

それら(2)としまして、第2条第4号に掲げる事業等のハード事業、ハード的なものについては補助金額の上限を100万円とすると。補助率については10分の9、90%の補助ということでありませう。

それから23ページは補助対象期間ということ、補助対象とすることのできる期間は、当該年度に限るということでありませう。次年度にまたがる事業は認めませう、単年度ということでありませう。

それから事業採択申請及び採択通知ですが、第7条、事業を実施しようとする者は、「新城市めざせ明日のまちづくり事業採択申請書」(様式第1)を市長に提出すると。

2としまして、市長は、事業採択を決定した場合は、申請者に対し速やかに、この事業採択の通知書(様式第2)または、まちづくり事業不採択通知書(様式第3)により通知するというものでありませう。

補助金の交付申請等について、第8条、この手続については、規則により行なう。ただし様式については、下にあります表の右の欄にある様式を使用するというものでありませう、ずっとそれぞれの様式についての記述がしてございませう。

それから裏の24ページでありませう。様式第4から第12については新城市の補助金の交付規則による申請書等を使つていただくわけですが、その他の様式として、下の表のとおりと定めるということでありませう。様式9、13、14については独自の要領によりませう様式を使つて提出をしていただくということでありませう。

それから第9条、事業実績報告会の開催ということ、補助事業者は補助実績報告会に出席し、事業実績を報告するものとする。ただし、新城市めざせ明日のまちづくり事業採択審査要領第2条第3項ただし書きに定める事業の補助事業者については、出席を要しないものとするということでありませう。これについてはまた後ほど説明させていただきます。

それからその他、第10条がうたつてございませう。これが実施要領ということでありませう。

25ページには、来月4月4日に開催されます区長会の説明資料ということ、案ですが、こういったものを区長会に出して事業のPRをしていこうということ、上げてありませうのが25、26ページでありませう。

25ページについては、先ほど言いましたことを表にして、どれぐらいの補助金が出るのかということ、それから下の方で対象となる団体を上げてありませう。

それから26ページの裏のページですが、18年度のスケジュールということ、上げてありませう。応募の期間が4月4日に区長会でお示しをしてから、5月1日の月曜日か

ら、5月、6月の2月を使って応募を受け付けます。右にあります4月17日、月曜日
から応募の手引と申請書は配布しますということで、もっと詳しいような記述をした
ものを手引書として作成する予定をしております。

それからその下へいきまして、事業採択の審査会、補助金の交付ということですが
けれども、7月中旬から8月の初旬に行いたいとしております。

右の中で3つ目ですか、審査は新城、鳳来、作手の各地域審議会が当たりますとい
うことで、27ページの方で説明させていただきます。

それから事業実施については、それらの審査等を終え、事業採択の決定をされた後、
事業の実施ということで、8月中旬から2月末を予定しております。

右にあります途中12月に書面による中間報告をしていただきますということで、事
業によってはそういった中間報告も受けてやっていただくという格好になるかと思
います。

それから実績報告と補助金の精算ということで最後に上げてあります。これらをお
いて3月末までに18年度の事業を終了していただくと、こういったスケジュールにな
っております。

それから27ページですが、この事業についての採択の審査要領案として上がって
おります。趣旨については、第1条、この要領は、新城市めざせ明日のまちづくり事業
の採択審査について必要な事項を定めるものとしております。

審査の方法ですが、第2条、審査は、市長の諮問により各地域審議会が行い、採択
する事業は、地域審議会の答申を参考に市長が決定するとしてあります。ですから、
それぞれ3地域の審議会が、諮問によって審査を行うと。これが審議会の行って
いただく作業ということになります。それから採択については、最終的には審議会
の答申を得て市長が決定するということでありましてお願いいたします。

2番目としまして、複数地区に及ぶ事業は、主な事業対象地区、または申請者（代
表者）の居住する地区の地域審議会が審査に当たる。3つの地域で組織するような団
体からの申請がありましたら、その代表者が居住する地区の審議会が審査に当たる
ということでありまして。

3、審査は、提出された申請書により、事業概要の説明を受けて行う。ただし、予
定される補助金の交付額がソフト事業にあつては5万円未満、ハード事業にあつては
20万円未満の事業については、採択申請書の書類審査のみにより行う。先ほど説明
しました実施要領の事業報告会の開催というところで、ただし書きがございましたが、
このただし書きがここに当たるといふことでもあります。

4の審査は、次に掲げる基準により行うものとする、1から5まで上がっており
ます。1として、活動の自主性、2、活動の意欲、3、活動の実現性、4、費用の妥
当性、5、今後の発展性ということでもあります。

それから3条としまして、事務の所管については、本庁にあつては企画課、総合支
所にあつては地域振興課が行うということでもあります。

それで、先ほど1枚だけぺらでお渡ししました新城市めざせ明日のまちづくり事業

採択申請票、これを使っていただいて、第2条4項で(1)から(5)まで上げてございます基準をもとに採点といたしますか、0、5、10、15、20点の点数をもって採点をしていただくということでもあります。このやり方については10人の委員さんにそれぞれを審査していただいたものを集計するといった格好で審査を行っていただく、審査票をつくっていただくということで今考えております。

これが新しく18年度にできました新城市めざせ明日のまちづくり事業と採択の関係の要領の説明ですけれども、旧作手におきまして地域ぐるみ活動助成費ですとか、地域ドリームアップ事業という事業がございました。それらの事業の延長だと思っていたら一番いいのかなと。今まで11年度間で旧作手村が先ほど言いましたような事業を行ってきました。当時は3分の2の補助基準で50万円までの限度補助ということで行ってきました。ですから内容についてはそんなに変わっていないというふうにご理解いただければいいかなと思っております。ただ、補助金の額ですとか、補助率が相当上がったなということでもあります。これは市長さんの方から説明がありました3地区1,800万円の関係でつくられた事業でありますので、よろしく願いいたします。以上です。

会長 説明をいただきました。ご質問、ご意見等ございましたらお願いをします。△○さんお願いします。

委員 この事業は今までやっておるような事業も申請はしてもいいということに、例えば地域ぐるみでやっておったような、そういう事業も申請はしてもいいという。

事務局 作手が今までやっておりました事業の延長と言いましたけれども、すべてリセットして、18年度からの新しい事業ですので、今までやっていた事業も当然対象になるということをお願いしたいと思います。ちょっとその関係で、どんな事業を今まで作手がやっていたというのは、いろいろあるんですけれども、11年度間で24の事業がありました。ちょっとすいません、ページを戻っていただいて21ページの2条のところで、補助対象事業ということで5つ挙げました。

(1)で地域産業振興事業はどういうものかという、今まで作手村でありました事業を参考にしていきますと、あるグループがやりました耕作放棄地の有効利用の農業振興のために親子の農業体験の実施というようなものが過去に作手ではありました。こういったものがここでは上がってくるかなと。

(2)の生涯学習振興事業については、集落の民俗芸能、田代ですとか黒瀬の申請があったと思いますけれども、そういった民俗芸能の保存ですとか、図書館の魅力を理解するために行ったイベントというのもこの辺に上がってくるのかなと思っております。

それから(3)のまちづくり調査・研究、計画ですけれども、これについては、サギソウと湿原の関係するグループがございまして、その方たちが行った研究ですとか、保護の活動等が、例えばこういった事業として上げられるのかなと思っております。

それから(4)の地域内景観・生活環境整備事業については、バス停の整備をやった集落がありました。それから花壇の整備をやった集落もございました。あと、ごみの集積所を整備した集落もございました。こういったような事業がこの中の事業になるか

など思っております。

その他は特にありませんが、そういった今まで作手村がやってきた事業の延長といえますか、新たに補助事業として大きく1,800万円の中で行う事業ということで、イメージしていただければいいかなと思っております。すいませんお願いします。

会長 △△さんどうぞ。

委員 ちょっとご質問しますが、補助対象経費の中で対象外になっていた備品購入費というのがありますけれども、今まで作手ドリームアップ事業では、文化伝承活動のときに、例えば横笛が割れて使えないから買おうか、あるいは太鼓を買おうという時に補助金をいただいたんですけど、今回それが外れているということで、その辺のところはどうですかね。

事務局 この要綱をつくるときに、今の3市町村の担当者が集まったんですけど、そういった話もやはり出ました。ですけれども、やっぱり自分たちで創造してつくっていただくというのが一応原点ですので、物を買って終わってしまうのはどうかなということで、今回除かせていただいております。備品購入の備品の一応基準については、10万円以上の物は備品として扱うということで決めております。ですから変な話ですが、8万、9万円のものだったら備品ではないよということで、その辺の細かいところについては、先ほど言いました手引を作成しますので、よりわかりやすい説明のものをしたいと思っておりますので、お願いします。

委員 次に食糧費の問題について、地方振興事業など文化伝承活動をやってほとんどが、食糧費と備品購入費で経費が全部終わってしまうという現状で、県の方でも認めていただいたわけですが、ちょっとした会議費というのは、この中で見てもらうことができませんか。

事務局 これもやっぱりそういう話がありまして、補助事業で余り食糧費を対象にしていないですよ。やはり作手がやってきたのは、この食糧費があって、みんなでわいわい話をしながら、例えばお茶を飲んだり、何か飲んだりしながらやるのがいいではないかという話で進めてきたんですけども、やはりそれにたくさんのお金を費やすのもどうかなということで、いっそのこと1万円、今残すということをするよりもなくしましようということで、これは食糧費は除くということでお願いしたいと思っております。

委員 それともう1点だけいいでしょうか。交付申請の件ですが、役所勤めのあった方は、見て直ぐ書くことができるんですけど、全く団体の補助金を申請しようとする団体は、いざ手続しようというときに、たくさん書いてありますが、これらの書類を全部書いていくというのは大変だと思うんですけども、もっと簡潔にできるような申請方法はないかいつも思うんですけど、どうですか。

事務局 なかなかこれだけの物をつくるというのは大変だとは思いますが、やはりある程度、事業も自分たちでやっていただくためには、自分たちでできる限りつくっていただくのがもっともではないかなと思っております。やはりそういった苦勞もしていただければ補助金も出るよということで、本来、作手村でもそうでしたけれども、担当

者がつくって、そこへ印鑑だけ押してくださいというのがあったんですけども、何となくそれでは補助金をもらう方のありがたみもないではないかと、やっぱりこういったことを少しは苦勞していただいたらということではありますが、当然、なかなかつくるのが難しいものですから、作手で言うと地域振興課が担当になりますので、そこへご相談していただいて、ここにはこういうことを書いていただく、というような相談とか、ご指導をさせていただくつもりでおりますのでよろしくお願ひしたいと思います。

会長 はいどうぞ。

委員 今、私△△委員の質問に関連して、今補助対象経費というところの範疇ですが、ぱっと見たときに、これは補助対象経費はどういうものが挙げられるかなと思ったんですよね。一つは備品のところは10万円を切るものはいいということだったから、いろいろな道具だとかそういう消耗品みたいなものはOKですか。食糧費というところで△△委員がおっしゃったんだけど、大体僕が思うに、率直に言ってしまうと、そういう事業をやるスタッフの人とか、何でもそうだと思うんだけど、ご苦勞さんと言って、大体弁当とかお茶とか、菓子代とか普通出すんではないかと思うんですが。だからそういうものはここへ計上できますか。それからそういうものがないと言ったら、具体的に聞きたいのは、この案の中では、何を補助経費として申請できますか、そういう疑問があるんですよ。外の講師を呼んで、講師に高い代金を払ってもそれは外に出すだけだし、講師の話しを聞いたって、それはそれで一定の効果はあったとしても、地元の人たちが一生懸命やっている分には、あまり高いのは好ましくない。そこを教えてほしいですね。金額は上げたかshれないけど、どこまで経費を見てもらえるのか。

事務局 これは1から5までありますけれども、だめですというのは、これ以外、例えば需用費ですとか、消耗品ですとか、食糧費を除いたといったものですね。今までやってきた事業だとすると消耗品ですとか、そういうものが多かったですね。

委員 弁当代は出ないの。

事務局 弁当代は別に出していただいても結構ですが、対象とはしません。

委員 お茶も。

事務局 そうですね。

委員 それじゃあ足代は。

事務局 機械を使った場合のガソリンですとか、そういった行ったり来たりした時の需要費は認められます。

委員 旅費、それは今までなかったんですがね。人件費の中に含むというように考えるとあれですけどね。講師をお呼びしたときには、当然それは出していいですね。

委員 ただ、私が長い経験でいくと、コミュニティー関係でやるような事業という、やはり今事務局が言われたように、どこかで集まって、ちょっとお茶菓子を出すとかそればかりで終わっちゃう場合もあるのではそれはいけないけど。臨機応変に対応しないとというのが率直な意見です。

事務局 いいのか悪いのかわからないですけども、旧の新城市は食糧費を全部補助対象に

していないんですよ。そういったところからとってはおかしいですけども。

委員 例え、講師を午前中に呼んでお昼を出すということは、まかりなら無い。講師の謝金ということですね。

事務局 そうですね。

委員 これを見て、人件費食料費を除くとなると何ができるかなと。みんな集まってお昼は自分持ちでやっているが、それをずうっと続けているということでそれが村興しということにだんだんなっている。そのところで臨機応変になっていただけるとありがたい。そのお金で食べようとか、そのお金でどこか行こうかということではないのであるが、講師を呼んでいただいてお昼も出せない、お茶も出せないということになる。その辺のところ何とか大雑把な括りができればもう少し柔らかくできるのかなと思います。

会長 今盛んに言われている食糧費だとかお茶代だとか、例えば一まとめにして会議費だとか、そういうような表現ではいけないのかな。そういうような表現は認められるのかな。

事務局 会議費としてぽんと上げて、中には食糧も入っておると。

すいませんマイクを使ってお願いできますか。

会長 □□さんいいですか。

委員 お金をお支払いするとかということになると、領収証等が出るよね、普通だったら。そうなってくると証拠が残るとということで会議費には当たらないというのかな、会議費の中でうたってそういう領収証があればいいならいいけど、そこら。

事務局 領収証は当然つけていただくわけですけども、やはり講師の謝礼、謝金だけということになりまして、会議費、それを探っていくと食糧が出てくるということになるとまずいなという気がするんですけども。

委員 だから事業費というと確か厳密に言うと補助対象が出てくるので例えば10万の事業をきっちり組むんじゃないと、15万ぐらいの事業費でやらないと危ないということ。

会長 △○さんどうぞ。

委員 この事業はこの先、この1年だけで終わるというのではなくて、この先何年かは続けていく予定でおるのでしょうか。

事務局 議会でもそういった質問が生まれて、担当の方の本庁の企画の方では一応6年という話はしてみえました。地域審議会が6年ということですので。ですが、当然これを最初につくったものが完璧なものというふうにはうちの方も思っていないので、当然その年によって変わってこようかなという気はしていますし、市長さんの考えも当然ありますので、一応6年とは言っておりますが、続くとは思いますが、形が変わってくるのかなということは思っております。

委員 そういうことで6年間続けるということであれば、今この場で私たちが、ここをこうした方がいいというような意見が通ればいいわけですけども、そうでなければ、これが18年度に果たしてこういう厳しい条件の中で申請があるかないかということになってくるかと思えます。もし申請の件数が少なければ、これは厳しいぞということ

で、また来年見直しがされていくようなことになろうかと思しますので、まずはやってみることが、この条件で市の方で検討して、こういう条件でということであれば、まずはやってみて、その状況を見て今後また市の方で検討されるのではないかと思います。そういうふうに感じます。

会長 □△さんどうぞお願いします。

委員 今の△○さんの意見なんですけど、ここに新城市みんなのまちづくり基金積立事業、第2回作手地域審議会次第の中の3ページですね。その市債の中の区分の中で、項目の総務債に新城市みんなのまちづくり基金積立事業と書いてあるんですけど、これは今、△○さんの言っていた事業のお金になるわけですか。継続するかどうかという。

事務局 今日、市長の方から諮問があったものについては、この補助金の事業ということでそれは全く別なものです。この3ページにあります新城市みんなのまちづくり基金積立事業というのは、わかりやすく言うと、ふるさと創生資金のような使い方をする基金です。これは10億円を18年度に積みます。そのうちの9億5,000万円は合併特例債の方から借り入れると。新城市が5,000万円の財源を出すといって10億の積み立てをするものです。今、諮問の関係については、第1回のときに市長さんが言われた1,800万円の関係のものです。

委員 全然違うわけですね。では、その3地域1,800万円というのは、1地域ごとにもう幾らというのは決まっているんでしょうか。

事務局 決めてありません。3つの中で、例えば作手がすごくたくさん出れば、言ってみれば早い者勝ち的なものもございまして、ある程度審議会の方で申請していただいて優先順位等をつけていただくとかということをして拾っていくつもりでおりますので、作手が何百万、鳳来が何百万というのではなくて、全体で1,800万円だということです。

委員 今、3地区でそれぞれ申請されて、審査会は地域審議会ですべて審査をする。そうした場合に、3地区から上がってきたものの優先順位はどこでつけるわけですか。

事務局 最終的には答申して、市長が最終的には決定するということです。当然、例えば足したら2,000万円になってしまったという場合には、すいません来年にお願いしますというようなことでお願いするかもわかりません。

委員 先ほどの申請経費のところはまだ気になるんですけども、それは置いておきまして時間があれば後で質問したいんですが、説明の中の申請書ですね。今申請書のひな形はありますか。あつたら見せていただきたいです。そうでないと全部審議できない。

それから25ページの区分のところ、ソフト事業とハード事業とあえて分けられて、また金額も分けられているんですけども、このソフト、ハードと区長さんに話してもわからないし、どういう趣旨でソフト事業とか、ハード事業と分けられたのかということと、もし事業の形態だけ言うんだつたら事業区分でわかるし、何で金額が違うんですかということですね。

事務局 ソフトとハードというような、例えば先ほど作手がやっていた事業ということで、ちょっと説明させていただいたんですが、バス停をつくったとか、花壇をつくった、ごみの集積所をつくったというのが一つの例で言うと、それがハード事業になろうか

と。計画の策定ですとか、イベントみたいなものというのはソフトの方に区分されるかと。このハードとソフトの予算分けはしておりません。

委員 ソフト事業は、今ハードはもうできたから、例えばバス停だとか、ソフトだとそういう計画ものではなくてということで理解させていただいて。何で金額が限度額50万円とか、100万円という差があるのか補助率も100%とか90%に分けられているのですか。

事務局 ソフト的にはそんなに費用は要しないではないかということで考えております。例えば鳳来町がやって新聞に出たかと思うんですけども、調査・研究ですとか計画をつくって計画書に何百万金をかけたというのを聞いたことがあるんですけども、それほどのお金をかけなくても50万円ぐらいあれば当然ソフトとしては計画書作成のものであれば、ソフト的なものであればそれでいいではないかと。ハードについては先ほど言ったいろんな施設みたいなものをつくるものですから、原材料費、例えばセメントだとかコンクリだとかを購入すれば、原材料費として上がってきますので、これはお金がかかるではないかということで100万円にさせていただいたということです。

委員 私の一方的なあれかもしれませんけれども、ハード的なもので、例えばそういうものだったら残りますよね。残っていくとか、そういうでっかいものとか、残っていくものは行政がやって面倒を見ていくというのが僕はいいような気がするんですよ。例えばの話ですけどね。だから別にそんなところでソフト、ハードだとか金額を分けなくても、申請のところに出てくるんだから、幾らかかるかは。それは審査の中で見ればわかる話ですからね。だから、そんなものを分けなくても一本にしたらどうですかと、私の意見としては。それからそういう物の形として残るものは、やはり管理とか続いちゃうものですから、そういうのは行政でみるとか、例えばそれは行政が委託をするという形にした方がいいような気がしますけどね。

事務局 当然行政がやるべき事業、事務等が当然あると思います。ここに何で補助金をつかったというのは、地域の総意のもとでつくる工夫をしながらつくっていくような地域づくりのものだというふうに理解していますので、例えばということで、今いろんなごみ集積所だとかということを挙げさせていただきましたけれども、住民が自分たちの汗と力によってつくるような事業、こういうものもどんどん広げていただきたい。行政と住民が協働していこうと。それから仕事の区分といいますか、こういうことは市がやること、これはやっぱり住民の方にやっていただいた方がいいとか。それをやれば余計に地域づくりが広がっていくのではないかとということでつくった事業ですので、その辺はご理解いただけたらなと。当然先ほど説明しました投資的経費の中には道だとか学校だとか、そういった設備のものは当然市がやるべき事業だと考えていますので、その地域ごとの地域づくりのための事業の補助金だということでお願いしたいと思います。

委員 わかりました。それではちょっと経過を見させていただきます。1年、2年やらせていただければいいかなら。

会長 △△さんお願いします。

委員 ちょっと教えてください。22ページの第4条の2項の2、1から6までありまして、視察費というのがあります。これらは全部補助対象になるということですけど、この視察費というのはどういった内容になりますか。旅費とかそういうのは全然違うということだったので、食糧費も違うということだと。

事務局 例えば、バスを借り上げたとか。

委員 ここは借上料が載っておるので、5で。

事務局 そうですね。そちらで借り上げたという意味ですね。例えば施設に入るために入場料を取るとか。

委員 それは使用料があるのでいいじゃないですか。

事務局 使用料はこっちが使うものですからね。

委員 だから向こうに払うわけでしょう、役務費なんかでしょう。役務費なんかは切手代とか堂々と認められるものだから、ここに掲げてなくてもいいと思うんだけど、この視察費というのが意味がわからない。

事務局 例えば視察先で資料を出して、それについてお金を取りますよというのがありますよね。

委員 資料代だよ。それは視察費の中じゃなくても、役務費で払うとか。

事務局 とらえ方が、そうですね…。

委員 これはわかるよ、視察だけじゃなくて、視察に行つて、例えば車を借り上げると、ただマイクロバスを借り上げて視察に行きましょうという場合は、この事業は認めてくれるということだね、2つ項目を使っているから。

事務局 あと、高速を使ったときの使用料とかありますよね。

委員 でもここに1で視察費と書いてあるので、非常に難しいなと思ったんですけど。

事務局 すいません表現が悪いのかもわかりませんが、当然その中にも…。

委員 だから普通、予算の項目の中に視察費なんていう項目はなかったでしょう今まで。役務費とか使用料とか、借上料とか。だからここに視察費と書いてあるのでおかしいですよ。講師の謝金ならわかるわな、報償費で。何かちょっと意味が。

事務局 それは手引の中でわかりやすく説明します。

委員 ちょっと要綱の方と、審査要領の方でわからないんですけども、実施要領案の2ページの方の、補助金の額等の中の(1)の第2条第1号から3号に掲げる事業等のソフト事業ということで、補助金額の上限を50万円とすると。このソフト事業を50万円とする。こっちの審査要領の方での先ほどの2条の中の3で、ソフト事業にあつては5万円未満ということが記載してある。

事務局 24ページの第9条のところに、事業実績報告会の開催というのがあります。ここで、ただし実施事業採択審査要領第2条第3項ただし書きに定める事業の補助事業者については、報告会に出席しなくてもいいですよと、書類だけの審査にしますよというのが…。そういうのが5万円と20万円ということです。

会長 それでは〇〇さんの方から。

委員 私は数字に弱いものですからわからなくて、補助金額の10分の10と、補助金額の10

分9の値のところなんですけど、これを何かしようと思ったときに、50万円の事業をしなくちゃいけないわけですか、限界として。例えば80万円ぐらいの事業をするときに、50万円は補助していただけるということですか。

事務局 そうです。2万か3万円の事業でもいいですが、ただ50万円までしかみませんよ。それを超えるような事業、80万円やった場合には、すべてが対象経費になれば30万円は自分たちで出してくださいということです。

委員 それでハード事業の方の10分の9の10分の1の根拠というのは、原材料はあげるから、自分たちで人工賃は出さないよと、そういうような感じなんじゃないかな。

事務局 そうですね。原材料費等は当然対象になりますけれども、人件費はだめですよという。

委員 そういうことですよ。だから補助金額の10分の9、そうすると10分の9ということは、110万円ぐらいの事業をやって100万円をいただくというような形になりますか。

事務局 そうですね。110万ちょっとぐらいですね。

委員 そういうことを考えて予算を組んでいかないと、上限50万円のことしかできないのかというふうには考えてはいけないということですよ。

事務局 100万ですよ。

委員 ソフトにすれば50万円ですけど、上限50万円の事業しかできないよというような考え方をしないでいいということですね。

事務局 どれだけ大きな事業をやっていたとしてもいいですが、50万と100万までしか出しませんということです。

委員 そういうことですね。それともう一つ、ここで予算額1,800万円の範疇で補助金を交付しますというふうに区長さんの説明にする案のところに書いてありますけれども、予算額に総と入れた方がわかるのではないかなと。

事務局 対し、総予算額ということですか。

委員 いるような気がするんですがね。全部で1,800万円の範囲内で皆さんに交付しますよということであって、予算額1,800万円の範囲内でとなると、作手の区長さんが出てしゃべれば、作手で1,800万円もらえるよと。この地区だけの予算だというような誤解を招くのではないかなという気がするんですけど。

事務局 わかりやすいように、表現するように努めます。

委員 今のところですね。案の今お話のあった25ページですね、区長説明のところ。今のお話ですと、表現ですけども、補助金額の10分の10だとか、補助金額の10分の9だとわかりにくいので、前の22ページの文面にあるように、補助率は10分の10だとか10分の9ということなんじゃないかな。そういうふうに書いていただいた方が僕はわかりやすいんですけどね。補助金額の10分の10というのはどういう意味か。

事務局 それもまた、わかりやすく説明する書を作成していきます。

委員 それで、規定中の実施要領の21のところ、第2条の2、この補助事業について、他の制度から補助金の交付を受ける場合については、この補助事業の対象としないというんですが、他の制度というのは、新城市の市の制度という意味ですね。民間にも

いろいろあるものだから。

事務局 全ての事業です。国も、県も市も、もし民間があれば。

委員 民間も。そうすると民間の方で補助申請をしていただいたら、このところにはいただけないということですか。

事務局 1つの事業で複数の補助金はもらえないということです。ですからいろんな補助基準というのを比べていただいて、有利な方をとっていただくというような判断をしていただければいいと思います。

委員 ここははっきり補足しておいていただきたいと思いますね。普通補助金の交付というのは、大体公の使う言葉なものだから、普通民間だったら交付とは言わなくて、援助だとかいろいろ表現がありますから。これは誤解を招くといけないので、これはちゃんとわかるように、注記だとか、言葉を補足するかしていかないと間違えると思います。申請してもらえと思ったのに、はなから切られたではかわいそうだから。

事務局 その辺も、手引の方でまたわかりやすく説明させていただきます。

会長 ほかはどうでしょうか。ちょっと記述的なことであれですけど、第5条、ここは第2条の次に第1項を入れておいた方がいいと思いますけれども。それと2号の方も第2条第4号と書いてあるが、第2条第1項第4号にしておいた方がいいかなと思ってしまうけれども。

事務局 そうですね、21ページの方で2項がありますので、1項を入れさせていただくようにいたします。

会長 それと、この補助金というのは、例えばソフト事業や何かで対象期間は1年という話だが、例えば2年、3年、4年と継続して出るということか、それとも1回申請して補助対象になると、もう2年目はだめなのか。その辺のところは、これで読み取れるかね。

事務局 読み取れないと思いますので、これも手引の方で、今事務担当の方で入れていこうということ。

会長 それと、先ほどから話にあります区長の説明の欄ですけども、先ほど〇〇さんもおっしゃいましたが、補助金額等という右側の欄がありますが、こちらの方は先ほど話があったように、先に補助率は補助対象経費の10分の10だとか、補助率はハード事業で言うと補助対象経費の10分の9だとか、そういう表現を先にして、限度額は後、50万円なら50万円限度でいいかと思いますが、それから100万限度なら100万円限度でいいと思いますが、後先にした方が、50万円ないといけないのかなとか、先ほど〇〇さんもおっしゃいましたが、そうではなくて50万円以下でもいいんですけども、補助率はこれだけで、限度は幾ら多くても50万円限度しか補助しませんよというような考え方にした方がわかるではないかなというふうに思いますので、ちょっと検討をいただきたいというふうに思います。

それと、その同じ25ページですけども、これは補助事業を募集するわけですね。募集して応募をするわけで、普通一般の方々が団体が応募するわけですので。募集が先なのか補助金を先に出すのか。こういう事業をやりますので募集をするのか、補助

金額なのかという話を、何か補助金があるでやりなさいというような、補助金が先に
出ちゃうと、そんな感じがしてならないわけですが。募集の定義だとか、そういった
ことの方が何かいいのかなという気がするんですけども。それもよく検討をいただ
きたいというふうに思うわけですけどね。

委員 今、会長のおっしゃった、2点とも私も同感ですから、ぜひそうしてくださいとい
うことで。やはり町の事業補助金のタイトルではなくて、なんだからこうだよと。今
会長さんがおっしゃったように、こういうことだから、こういうのをやるよと。補助
はこれだけですよという形ですよ。そのとおりだと思います。同感です。

それから、最初だからやむを得ないかもしれませんが、事業の実施が8月中
旬から3月までですよ。8月中旬といっても9月に近いから半年ですよ、結構厳
しいですよ、半年でやれというのは。ということが1点で本当にいいかなと。

それから例えば、金額規模が市民がやるにとしては50万、100万というと結構大きいと
思うんですけども、この事業を1年でというなら、例えば事業を2年、3年で継続
でやらなければいけないと。それで、優先順位からいって2年、3年の事業が、1年
目でOKになったとか、申請が受理されたとか。1年目はちょっとやり出したけれど
も、半年で成果を上げるといったって、結果を出さなければいけないものだから。例
えば大きいもので2年、3年かかりそうだけれどもとってやり出したけれども、半
年しかないからできないと。仕入れできないと。だけど来年度、要することにしは時
期尚早だから、スタートしたけれどもえらいと。だけでも2年次継続でね。そうい
うのを申請させてもらうといたら、これは申請は受けられますかと。また、内容がよ
ければよろしいですか。どうなりますかねということですね。

事務局 まず1点目の事業開始の時期が18年度は短いではないかという話ですけども、こ
の事業の計画といいますか、案をつくる時にもそういう話が出ました。18年度につ
いては申しわけないなという気はしております。ですけど、この事業が住民に周知さ
れてくれば、もう少し19年ですとか、早い時期から募集等ができますし、ある程度、
事業がこういうものだというのにちょっと時間がかかるのではないかとということで7
月あたりまで延ばしてあります逆に。周知するための期間を若干長くしたと。これが
なれてくれば19年度からはもう少し早く募集等審査もできるのではないかといい
ます。

それから2点目の継続という話ですけども、とりあえず今考えているのは、1年
度目に出していただいた事業が、それで予算づけをして補助を出さなければいけ
ないというものであれば当然出しますし、うちの団体は3年と考えているが、1年目はこ
れだけかかる、2年目はこれだけかかると、違う事業等でいつにいつにいても、補助
事業の対象になるというふうに考えております。ですから、ある程度1年目に計画を
つくりまします。2年目にはこういった事業をやります、3年目にはこういった事業をや
りますということになれば、当然それが一番いい計画と、事業の実行ということにい
いではないかと、理想的な事業の組み立てではないかと思っております。

委員 1年目計画、例えば計画だとしますと、そうすると実施報告書のところで金の支出

はないわね、それでもいいわけ。

事務局 補助金の支出についての関係ですので、例えばそれがお金を伴わないものであれば、特に出していただく必要はありませんので、2年目の実際にお金のかかる事業からこちらに出していただければいいということになります。

委員 そうということですか。そうすると2年、3年かかるものでも今回申請して、1年目はお金が出ないけれども着手したと、検討とかいろんなことがあって。それでその年の報告書はお金はなかったと。だけどそれがカットされるのではなくて、いただいた予算規模の3年間の継続のものがいただけるということですね。

事務局 約束するとか担保するものではありません。2年目はこの事業でということであれば、申請していただいて審査していただくという流れになります。単年度に限るということはそういうふうに理解していただければと思います。

委員 今の話しではまだよく理解できません。もうちょっと判りやすくしていただかないと。特に今年は、途中からだから半年しかない。半年しかできない。けどまちづくりは、新しい新城市になったものだから、作手はやっておるかshれないけど、トータルとして、できるだけ住民の人にやってもらおうと。活性化しようと思ったら、早く着手してもらった方がいいわけですよ。ということは、今年できるだけ申請してもらってもいいんですよ。ただし、実行がすぐにはやれないと、まだ申請はしたけれども、体制を整えるのに時間がかかるというようなものがあると思うんですよ。だから着手させた方がいいわけですよ、来年を待たなくても。そのときにOKを出して、ちゃんとそれは後で実際にやる時には出しますということをはっきりしていただかないと、出す方も審査する方も困るし、それは継続的にどうするかは別にしても、ことしのスタートのときだけは暫定で認めていただきたいと思いますね。そうしないと、今やっておるものしか出てこないですよ。単純に言うと、と僕は思います。せっかく新城の意気込みでやられたものを、やはり成果あるものでみんな出してもらおうと思ったら、そういうような配慮をしていただくようにしないとまずいなと思うね。

事務局 言われることは十分わかるわけですが、今年度については予算が伴わないものについてはお金は出さない。けど2年目以降にはという話ですが、それは今の段階では、お金をつけるということは約束はできない。

委員 それを今日は審議会が作手なものだから、作手、それから次は鳳来でしたか、鳳来でもやるし、新城でもやられますから、そのいろんな審議委員から出た意見をいけなというのではなくて、議事録に載せて、後で3つで検討していただきたい。

事務局 当然諮問ですので、いろいろ出た意見を上げていただくのは結構なんですけど、うちの方の説明したものについては、今の考えではできませんということをやただけで、審議会の意見として、今言われたようなことを答申していただければいいのかなと思っております。

委員 答申してそのままでは困るんですよ。僕ら何しに来たかわからない。

事務局 その結果、当然市長とも話をして、そういう方向に行くのか、また別の方向に行くのかわかりませんが。

委員　そこは市長へいかなくても地域振興課があるんだから、調整課と企画課があるわけでしょう。その中でやっていただいて、例えば審議の中で会長さんもいらっしゃるんだから、代表として会長、副会長で3地区の審議委員が集まって話をするということをしていただきたいですね。これは新城市の新しいまちづくりだからね。だからそのところは、やはり各審議会の今日出た意見のところはやはり、事務局の言われることはわかりますよ。審議会はこうだとおっしゃるけど、審議してこういう意見が出たものだから、それは持ち帰ってちゃんと調整して至急、速やかにね。期間がないですから、こういうふうにするんだというものをさせていただきたいですね。そうしないと僕は審議何しておるのか、いろいろ意見を言ったって。

事務局　当然、答申していただいたものについては、関係の課ですとか担当の方で考えて、また3つのそれぞれの審議会からどういう意見が出るかわかりませんので、それを調整して一本にするような形にしていきたいと思っておりますのでお願いします。

会長　ほかはどうでしょうか。いろいろ活発なご意見をいただきましてありがとうございました。はい、△○さん。

委員　関連して質問ですけれども、何年かにわたっての継続事業で申請があった場合に、例えば3年で事業費は300万円というような事業の場合、審査会で認められた場合、そうした事業を認めるような方向で検討していただければいいかなと思います。先ほどだと、その年度、年度で申請をとというようなことでしたので、一番最初に第1年度で事業費が50万円、第2年度で100万円、第3年度で50万円というような継続した場合に、最初の50万円だけはその年に認めてもらえたとしても、後の100万、50万円については今の現状では認められないとか、補助の確約はできないという状況かと思えますけれども、当初に審査をして審査会の方で認められ、市の方で承認された場合には、3年度にわたる継続事業というようなものも一応検討していただいたらどうかなと思います。

事務局　それについても、先ほどの答えと同じように検討させていただきます。お願いします。

会長　ほかはどうでしょうか。よろしいですか。それではいろいろとご意見等が出ました。後は答申ということになるのか、答申の文面か。

事務局　そうですね、いろいろご意見いただいたものですから、ちょっと時間がかかるかなという気がするんですけども。28ページに例として適当であるというのをつくってあるんですけども、いろんなご意見をいただきましたので、一度こちらの方で整理させていただいて、こういう意見をつけて答申するというような、こういう意見の部分をうちの方でまとめさせていただいて、ご通知させていただいて、最終的にそれを市長の方へ答申するという形ではいかがでしょうか。できるだけ早期にやるつもりでありますけれども。

委員　先ほどの予算関係のところ、お休みに入って、それから議題が変わったものから。予算のところ、一つお願いしたいことがあったんですけども、もう終わってしまいそうなので、ちょっといいでしょうか。予算の14ページにあります英語講師の

派遣事業のところですね。888万6,000円ということで、作手関係が127万3,000円となっています。これはJETの方が127万3,000円ということなんですけれども、△△さんが一番よくご存じなんですけど、作手ではJETで海外からの先をお願いしていたと。ところが新城市の方ではクウィーンズイングリッシュスクールからの派遣というような、委託ですか、派遣ですか、そんなような形をお願いしていたようなんですね。JETプログラムの方ですと、特別交付税で賄っていただけるということがあって、作手はそういうシステムを使っていたそうなんです。ですから作手の財政から出すわけではなかったという状態の中で、先生方が長いこと熱心に指導なさってくださいっていて、子どもたちの英語力という、とても英語に親しむ環境が整っていたわけなんです。

ところが、今度新城市でなさろうとしているのは、どうもJETではないようで、クウィーンズイングリッシュスクールの方に、今まで新城がやっていたのと同じような形で、新城の方の一般財源、一般会計からこのお金を出すというような方向でなさっているようです。そうすると、このお金が一般財源から出すか、特別交付税から出すかどうかどちらがいいかと言えば、特別交付税をいただいて出す方がいいに決まっているわけで、そういうことを考えると財政難、財政難とおっしゃっているんだったら、JETの方をお使いになるべきだと思うんですけども、そのあたりのことをもう少し真剣に考えていただけないかなというふうに思います。

このところだけちょっと再考していただくか、次年度になったときに書類などを英語で書くという手間が大変だそうなんですけど、新城、作手でもずっと長いこと英語の書類を一生懸命書いて申請して下さってやっていたことなので、大きい町になればできることだと思いますし、新城市ぐらいの町になりますとJETの先生2人ということも可能なようですので、そのあたりのこともよくお調べになっていただけたらどうかなと思います。

事務局 一応18年度予算は通ったということでありまして、19年度につきまして、19年度の予算につながるご意見としてお伺いして、関係の教育委員会に報告させていただいて、できるだけ努力していただくようにお話をしておきますので、ありがとうございました。

会長 それでは後日ということになりますか、答申です。

事務局 先ほどいただいた事業の継続性の問題ですとかということが特に上がっていましたので、それを早い時期に意見としてまとめて、皆さんにお示しして、ここを直せというようなご意見があったらいただくということで。まだほかにもあったような気がするんですけど。たくさんございましたので。

会長 議事録をとっておるので大体わかるので。全部が全部あれしなくても、主なというか、重要だなと思うようなことをあれしてもらえればいいと思うので。

事務局 はい、わかりました。

会長 それでは今日は、諮問、答申の関係はこれで一応切りにして、事務局の方は問題ないね。

事務局 まだ、鳳来、新城の方の開催がまだ今月の末ですので、まだ時間的にも、あると言

っても余りないですけれども、できるだけ急いでやりますので、お願いします。

会長 それではありがとうございました。今、事務局のお話でございますように、いろいろ活発なご意見をいただきましたので、その答申につきましては、いろいろなご意見をまとめていただきまして、後日皆さんにお示しをし、別に集まらないでお示しをし、特にここはというようなご意見がありましたら事務局の方へお寄せいただきたいと思います。

また、私も出てまいりまして、最終的にチェックをさせていただきますので、よろしくお願いいたしたいと思います。それではそういうことで、それでよろしいですね。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

会長 ありがとうございます。それではそのようにさせていただきますのでよろしくお願い致します。

それでは、4のその他についてお願いします。

事務局 その他で、次の開催日ということで上げさせていただいておりますけれども、先ほど説明させていただいた補助金の審査が予定では7月に入ってからになると思います。ですから7月までは3カ月、4カ月ありますので、その間にどういうことを審議会を開いてご協議いただくということにつきましては、3市町村の審議会ですとか、事務を担当しています管理調整課の方と調整しながら、第1の事業の進捗状況というようなことを、3カ月のうちにできたらいいなと思っておりますので、現時点ではちょっといつ開催ということは、こちらの方からお示しできません。また、会長さん、副会長さんに代表していただいて、その辺の日程等、内容等について調整してまいりたいと思いますのでお願いいたしたいと思います。

会長 ということだそうでございますので、よろしく。それからまた、特に皆さんの中で、こういうようなことを審議したいというようなお話がまとまったご意見がございましたら、開催するのもやぶさかではないというように思いますので、またご意向をお願いしておきます。

それではほかに。はい、どうぞ。

事務局 第1回の審議会のときに、本庁の方が説明した内容で、若干訂正するものがあるということで、きょう紙でいただいておりますのでお配りしますので、終わった後にお配りしたいと思います。会議の進め方の中で、出席委員が何人、何人というような説明が前回あったかなと思うんですけれども、その3分の1ですとか、2分の1という、とらえ方の人数の違いがあったということがありましたので。それを見ていただければと思いますけれども。委員による会議の招集の請求は3分の1によるものとありますが、会議では4人以上と言いましたが3人だとか、その理由は何だとか、そういったことを3点ほど挙げてありますので、すいません読んでおいていただければと思います。

会長 それでは〇〇さん何かありますか。

委員 議題があつて、会合を開くのは当然のことなんですけれども、それぞれ皆さん、この地域のことでいろいろ考えたり動いたりしている方なので、情報交換もしたいし、

例えば最近のことで言うと、ごみの集め方が何で半年で変わったんだろうという疑問もあつたりしますし、その他の中でちょっと自由な発言をするような機会をつくっていただくとどうかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

事務局 審議会の中のその他の項目ぐらいでということ。

委員 議事録に入れなくて結構です。

事務局 それは公開しても、あれですか。

会長 それは一応、審議会が終わってからということかな。大変いいことだと思いますので、何か情報がありましたらお互い情報交換をしていったらいいかと思っております。なかなか顔を合わせて、いろいろな意見を言うことはなかなかありませんのでいい機会だと思います。

委員 わかりました、審議会が終わった後にでもそういう意見があれば、意見を述べ合うことぐらいは、議事録に残さなくてもいいので自由に討論しあうような時間があってもいいと思います。その中で、会長さんがこれはいい意見だなと思えばちょっと書き留めておくなどして、そういう意見があつたなということを頭にとめておいていただくぐらいでいいのでは。

事務局 わかりました。審議会は一応そこで閉めていただいてということで。

会長 一応審議会はこれにて閉会とさせていただきます。大変ありがとうございました。また、傍聴の皆さん大変ありがとうございました。

(録音終了)